

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令等の整備について

1 概要

防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うとともに、内閣府令、防衛庁告示及び防衛庁訓令について、所要の改正等を行うこととする。

2 政令の改正

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令
 - ⇒ 防衛庁組織令第 1 条において秘書官の定数を定め、独立行政法人評価委員会の庶務を担当する部署を大臣官房政策評価官とすることのほか、所要の規定の整理を行うもの。
 - ⇒ 自衛隊法施行令その他の政令（計 66 本）について、所要の規定の整理を行うもの。
（例えば、「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」）
 - ⇒ この政令の施行に必要な経過措置を定めること。
（自衛隊員倫理審査会、防衛人事審議会及び防衛調達審議会の委員、会長等の任命等に係るもの）

3 内閣府令の改正等

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係内閣府令の整備に関する内閣府令
 - ⇒ 廃止する内閣府令 1 本。
 - ⇒ その他の内閣府令（計 43 本）について、所要の規定の整理を行うもの。
（例えば、「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」）

4 防衛庁告示の改正

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係防衛庁告示の整理等に関する防衛庁告示
 - ⇒ 防衛庁告示（計 9 本）について、所要の規定の整理を行うもの。
（例えば、「防衛庁」→「防衛省」、「防衛庁長官」→「防衛大臣」）

5 施行期日

- 防衛庁設置法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 118 号）の施行の日（平成 19 年 1 月 9 日）とする。